

1 問 本法案が今国会で成立した場合、指定法人の公募や業務開始はいつ頃になるのか。令和4年に改正された民事訴訟法が令和8年5月までに施行されることによって、民事・行政事件訴訟手続の判決書等が電磁的記録として作成されるようになることとの時期的関係はどうか、法務当局に問う。

- 本法律案のうち、指定法人の指定に関する諸規定等は公布後9月以内に(令和7年度内を目途として)先行して施行し、指定法人の業務に係るその余の規定は公布後2年以内に施行することとしている。
- 公布後9月以内に先行して施行する諸規定に基づき、法務大臣において本制度に係る基本的な方針を定めた上、指定法人の公募・指定を行うことになる。
- 指定法人が仮名処理等の業務を行うには、令和8年5月までに全面的に施行される民事訴訟手続のデジタル化を踏まえた上で、所要のシステムを整備する必要があることから、本法律案においては、指定法人が所要の準備に要する期間を確保するため、その全面施行を公布後2年を超えない範囲内で政令で定める日としている。
- したがって、令和8年5月までに民事裁判手続のデジタル化が全面的に施行され、その後本法律案に係る2年以内施行部分の規定が施行された後、それらの規定に基づいて、指定法人の業務が開始されることとなる。

(参考) 民事訴訟事件において判決書等がデジタル化される時期

後掲参照条文のとおり、電子判決書に係る規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）の公布の日（令和4年5月25日）から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされ、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける判決の言渡し等について適用される。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条（注：業務）、第七条（注：情報提供の求め等）、第八条第三項（注：業務規程の変更命令）、第九条第二項（事業報告書及び収支決算書の作成・提出）、第十条から第十八条まで（注：契約の締結及び解除、業務の休廃止、民事裁判情報管理提供業務に関する情報の目的外使用の禁止、仮名加工民事裁判情報の作成等、委託、帳簿の備付け等、監督命令、報告及び検査、指定の取消し等）、第二十条及び第二十一条（注：罰則）の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(民事裁判情報管理提供業務の準備行為)

第二条 指定法人は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前においても、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

○ 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）【令和4年法律第48号による改正後のもの・未施行】

(電子判決書)

第二百五十二条 裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）を作成しなければならない。

一～六 (略)

2 (略)

(言渡し的方式)

第二百五十三条 判決の言渡しは、前条第一項の規定により作成された電子判決書に基づいてする。

2 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをした場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、言渡しに係る電子判決書をファイルに記録しなければならない。

(言渡し的方式の特則)

第二百五十四条 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、前条の規定にかかわらず、電子判決書に基づかないことができる。

一 被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合

二 被告が公示送達による呼出しを受けたにもかかわらず口頭弁論の期日に出頭しない場合（被告の提出した準備書面が口頭弁論において陳述されたものとみなされた場合を除く。）

2 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをしたときは、電子判決書の作成に代えて、裁判所書記官に、当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨を、判決の言渡しをした口頭弁論期日の電子調書に記録させなければならない。

附 則 （令和四年五月二五日法律第四八号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 （略）

(判決の言渡し的方式等に関する経過措置)

第十七条 第二条改正後民事訴訟法第二百五十二条から第二百五十五条まで、第二百五十六条第三項及び第二百八十条の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける判決の言渡し的方式、電子判決書への記録事項、電子判決書に基づかない判決の言渡し、電子判決書及び電子判決書の作成に代わる電子調書の送達、変更の判決に係る言渡り期日の呼出し並びに簡易裁判所の事件に係る電子判決書への記録事項について

適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたものにおける判決の言渡しの方式、判決書の記載事項、判決書の原本に基づかない判決の言渡し、判決書及び判決書の作成に代えて記載される調書の送達、変更の判決に係る言渡り期日の呼出し並びに簡易裁判所の事件に係る判決書の記載事項については、なお従前の例による。

- 2 第二条改正後民事訴訟法第二百二十二条において準用する第二条改正後民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、第二条改正後事件における電子決定書（第二条改正後民事訴訟法第二百二十二条において準用する第二条改正後民事訴訟法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録をいう。）の作成について適用し、第二条改正前事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

2問 指定法人の業務概要はどのようなものか、また、指定法人が当該業務を行うのに、どの程度の労力・コストを要すると想定しているか、法務当局に問う。

- 本制度において、指定法人は、最高裁判所から提供される年間約20万件の民事裁判情報に仮名処理を行い、データベースを整備した上、一次利用者との間で情報提供契約を締結してこれを提供することとなる。
- このような業務に必要な労力・コストについては、指定法人において業務の効率化を図るためにどのようなシステムを用いるかなどといった事情によることとなるので、現時点で正確なお答えをするのは困難。
- なお、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)において紹介された実証実験の結果では、AIを利用して仮名処理を行い、出力された結果を人手で二重に確認する方法を前提として、1件当たりの作業時間は平均十数分であり、年間約20万件の判決の仮名処理を16人程度の体制で確認・処理できるとされている。
- また、(このヒアリングでは、)仮名処理に要する費用について、
 - ・ システム開発費用に1億5000万円程度
 - ・ いわゆるランニングコストとして人件費に年間4400万円程度を要するとの試算が示された。

(参考) 日弁連法務研究財団の実証実験結果 (民事判決情報データベース化検討会第5回会議 (令和5年2月22日実施) 議事録)

裁判所からの判決データを取得してから利活用機関へ提供する時間ですけれども、技術的・体制的には数日で可能というふうに考えられているところですが、ただ、実際にはシステムの都合等もありますので、現実的な時間はもう少しかかるのではないかと見込んでいます。さらに、全体的なシステム構築にかかる初期の費用に関しては、今のところ概算で見積りを何社かから出していただいているところですが、平均すると1億5,000万円程度かかるのではないかというふうに見積もっています。

(中略) この実験では、自動仮名化処理システムというものによって施された仮名処理を、人手で修正するのにかかる時間というものを検証しております。(中略) この実証実験の作業では、2人の担当者の方に修正作業とダブルチェック作業というものを行ってもらうことにしました。

(中略) 実証実験の結果と概要になります。文字数を考慮して修正した結果になりますが、かかった時間について見ますと、シナリオ1の全文確認修正では約13分かかっておりました。シナリオ2の機械出力のみの修正では約4分という結果になっております。ヒアリングの結果、現状では平均的に1件30から60分程度かかっているというところが、大きく効率化されていたということが分かりました。

最後の13ページ目です。ダブルチェックを前提として1件当たりの作業時間は十数分ということになりますので、欠席判決を含む約20万件を、毎日更新をする場合の人手での修正には、16人程度の体制が必要となるのではないかと考えられます。年間のコストは約4,400万円かかるのではないかと見積もられております。資料の最後の方には実証実験に参加した方の参考の御意見が記載されています。簡単ですけれども私の発表は以上となります。ありがとうございました。

令和7年4月25日(金)
柴田 勝之 議員(立憲)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

3問 指定法人が業務を遂行するのに必要と想定される収入・支出の内容はどのようなものか、また、業務開始までの支出をどのように賄うのかについて、法務当局に問う。

- 本制度において、指定法人は、利用者に対し、仮名処理後の民事裁判情報を有償で提供することとしており、業務上必要となる費用は、利用者から収受する料金によって賄うことを想定している。
- 業務上必要となる費用については、公募の手続を経て指定される法人が備えるシステムの内容等によることから現時点で正確なお答えをすることは困難であるが、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)におけるヒアリングでは、その時点での数値として
 - ・ システム開発費用に1億5000万円程度
 - ・ いわゆるランニングコストとして人件費に年間4400万円程度を要するとの試算が示された。
- 業務開始までの支出については、指定法人においてこれを負担し、業務開始後、利用者から収受する料金によって回収をすることを想定している。
- なお、(受益者負担の原則によることが適切であると考えられることから、) 指定法人に補助金を交付することは想定していない。

(参考1) 他法令の審議における受益者負担の原則に関する答弁(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律・令和2年5月26日衆

議院総務委員会における答弁)

○山花委員 (中略) 国の方で、国費で賄うというのも一つの考え方ではなかろうかと思えますけれども、そうはしなかったということについて、どういう検討の結果こうなったのかということについてお答えいただきたいと思えます。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

費用負担のあり方につきましては、これまでの検討過程におきましてもさまざまな議論があったわけですが、一般論として申し上げますと、特定のサービスの提供に要する費用はそれによって利益を受ける方の負担によって賄う、いわゆる受益者負担の原則によることが適切であるというふうな結論を出しているところでございます。

本法案によりまして、公共インフラとしての電話リレーサービスが実現をいたしますと、耳の聞こえる方同士だけではなく、聴覚や発話に障害のある方と耳の聞こえる方との相互のコミュニケーションも可能となりまして、電話の利便性が高まることとなります。

したがって、本法案では、電話リレーサービスの提供に要する費用は、受益者負担の観点から、国費ではなく電話提供事業者が負担をするというふうな整理をしているところでございます。

(参考2) システム開発コストの試算 (民事判決情報データベース化検討会第5回会議 (令和5年2月22日実施) 議事録)

裁判所からの判決データを取得してから利活用機関へ提供する時間ですけれども、技術的・体制的には数日で可能というふうな考えられているところです。ただ、実際にはシステムの都合等もありますので、現実的な時間はもう少しかかるのではないかと見込んでいます。さらに、全体的なシステム構築にかかる初期の費用に関しては、今のところ概算で見積りを何社かから出しているところですが、平均すると1億5,000万円程度かかるのではないかと見積もっています。

(参考3) ランニングコスト (人件費) の試算の根拠

日弁連法務研究財団において実施した実証実験において、AIを用いた仮名処理について人によるチェック及びダブルチェックを行ったと

ころ、1件当たりの作業時間は十数分程度、年間約20万件を処理するのに15.2名の体制が必要とされ、これを踏まえて作業者の時給を1500円、一日の作業時間を8時間、年間の営業日を240日として、約4400万円と試算された ($1500 \times 8 \times 15.2 \times 240 = 43,776,000$)。

4問 指定法人に必要とされる「経理的基礎」「技術的能力」の具体的内容及びこれらの要件を申請の時点で備える必要があるかについて、法務当局に問う。

- 指定法人は、年間約20万件の民事裁判情報に仮名処理を行って、データベースを整備し、情報セキュリティ対策を始めとする適切な安全管理措置を講じつつ、利用者に対して提供することが求められることから、それにふさわしい人的・物的体制を備えていることが求められる。
- そこで、本法案では、指定法人の要件の一つとして、このような業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有することを掲げているところ。
- 必要な経理的基礎や技術的能力の程度について一概にお答えすることは困難であるが、それぞれの要件該当性の判断に当たり、当該団体の保有する資産を始めとする財務状況、基幹となるデータベースを整備・管理するために用いるシステムの概要や(委託の有無・相手先を含む)人的体制などを考慮して判断していくこととなる。
- これらの要件は、指定をする時点で判断をすることとなるが、例えば、技術的能力は指定を受けた後に整備されるシステムの内容にも左右され得るものであり、申請時点において予定・計画されている内容等も踏まえて判断することとなる。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限つて、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二～五 （略）

2～5 （略）

5問 指定法人が民事裁判情報を提供する一次利用者はどのような者が想定されているか、個人(法律実務家・研究者・その他)は利用できるのか、また、1件ずつでも利用できるのか、法務当局に問う。

- 本制度は、大量の情報を処理する技術を用いて多数の裁判例の横断的分析を行うなど、デジタル社会における新たなニーズに答えるために、指定法人において基幹となる網羅的な民事裁判情報のデータベースを整備・提供し、民事裁判情報の幅広い利用を可能とするものであり、基本的に、その一次利用者においては、利用料金を支払ってデータベースの全部を利用することを想定している。
- 指定法人から直接民事裁判情報の提供を受ける者としては、主に、このような利用を行う判例データベース事業者、出版社、いわゆるリーガルテック企業、研究機関等を想定している。
- なお、指定法人は、正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならないこととしており、制度上個人の利用が制限されるものではない。
- しかし、指定法人による民事裁判情報の提供は、主たる利用者のニーズに対応するべく機械判読に適した形式で行われることが想定されるため、必ずしも一般の個人が個々の判例を閲読するのに適したものとはならないと考えられる。



○ また、指定法人に対して、一件ずつの民事裁判情報の提供を求めることについては、そのための検索機能や決済手段等、所要のシステムの整備に要する費用を増大させ、指定法人が収支を賄うため提供料金の高騰を招いて、ひいては民事裁判情報の幅広い利用を阻害しかねない。

○ これらの事情に鑑み、一般的に、個人の方については、一次利用者が提供する製品・サービスについて二次的な利用をしていただくことを想定している。

○ なお、一件ずつの提供が求められるのは、先例性や社会的関心の高い事案に係るものであると想定されるところ、こうした事案については、既に裁判所ウェブサイトにおいて無償で公開されているものと承知しており、また、特定の一件ということであれば、訴訟記録の閲覧でも対応可能である。

(参考1) 機械判読に適した形式

CSVやXML等の形式を想定している。CSVとは、Comma Separated Valuesの略称で、値や項目をカンマで区切ったテキストファイル・データのこと。Microsoft Excel等様々なソフトで取り扱うことができる。XMLとは、Extensible Markup Languageの略称であり、「タグ」と呼ばれるマークアップ記号を利用してテキストに情報を付加することができる(例えば、文中に「…〈主文〉1 被告は、原告に対し…。〈/主文〉」などと記号を挿入することで、記号間のテキストが主文であるという情報を付加することができる。

(参考2) 民事裁判情報の提供の在り方について(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・3(4)エ[33-34頁]))

エ 基幹データベースを構築し、民事裁判情報を提供することの意義は、前記第2・2のとおり、個別の裁判例の内容分析にとどまらない裁判例全体の傾向分析や民事裁判情報を機械学習の素材として利活用することによる

高品質な法的サービスを実現することにある。そのために、先例性や社会的関心があるとは限らないものを含めて基幹データベースに収録し、これらを提供するものとするところからすると、基幹データベースの主たる利用者として想定されるのは、判例データベース会社や出版社等、全ての民事裁判情報を収集して独自の視点で先例性や社会的関心の有無を判断し、一定の価値を付加して二次的な利用者に提供する者や、裁判例全体の傾向分析等を行おうとする研究者等であると考えられる。こうした利用者のニーズに対応するため、情報管理機関は、継続的契約に基づいて全ての民事裁判情報を順次提供する方法や直近数年間に言い渡された全ての判決に係る民事裁判情報を提供する方法等、一定の網羅性が担保される方法による提供を行うことが考えられる。

他方、本検討会においては、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保するのが望ましいとの意見があり、その一方法として、一件ずつの提供を希望する者に対しても提供してはどうかとの意見があった。もっとも、このような方法による提供を行う場合、決済システムの整備に相応の費用を要することが指摘されており、その費用を考慮して提供料金を設定しようとするれば必然的に利用料金は高額になることが想定される。また、前記(2)イのような機械判読に適した形式の情報は、必ずしも個別の裁判例の分析検討に適した可読性のあるものとはいえない。さらに、一般の国民は、一次的な利用者から提供される付加価値の高い情報等によって民事裁判情報にアクセスすることが想定される。これらの事情を考慮すれば、情報管理機関においては、まずもって上記主たる利用者として想定される者のニーズに応じた提供を実施することが考えられる。ただし、本検討会においては、情報管理機関の利用者を通じて、これまで必ずしも先例性や社会的関心があるとはされてこなかったようなものを含めて、より多くの民事裁判情報が提供される状況にある限りは、このような方法による提供を継続すればよいと考えられるものの、一次的な利用者が二次的な利用者に提供する民事裁判情報を選別するなどした結果、基幹データベースを構築する意義が実現されないような事態に至った場合には、別途の検討が必要ではないかとの指摘があった。こうした指摘を踏まえれば、情報管理機関においては、基幹データベースの運用状況を勘案しつつ、必要に応じ、その健全な運用に支障をきたさない範囲において、

例えば上記一件ずつの提供を実施するなど、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保することが期待される。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
(契約の締結及び解除)

第十条 指定法人は、情報提供契約の申込者がある申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。

6問 指定法人は、保有民事裁判情報と仮名加工民事裁判情報をいつまで保管するのか、保管期間のような保管に係る事項は監督官庁による認可・監督の対象となるのか、また、対象となる場合、その根拠条文はどれか、法務当局に問う。

- 保有民事裁判情報は、訴訟関係者の氏名や住所等仮名処理前の情報を含むものであり、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）では、利用の必要がなくなったときは遅滞なく削除すべきとも指摘されているが、その保管期間については、
 - ・ 仮名処理の訂正等のために引き続き利用する必要性
 - ・ 必要な安全管理措置を講じつつ保管するコスト等を考慮して、今後、指定法人において検討されることとなる。
- これに対し、仮名加工民事裁判情報は、基幹となるデータベースを構成するものとして、できる限り長期間保管され、利用者の用に供されるのが望ましいと考えられるが、有識者検討会では、保管に要する費用等の観点から一定の限度があるのもやむを得ないとの指摘もあった。
- これら保有民事裁判情報や仮名加工民事裁判情報の保管期間については、まずは指定法人において検討されるべき事項であるが、保有民事裁判情報については安全管理措置に関わるもの、仮名加工民事裁判情報については民事裁判情報管理提供業務の在り方そのものに関わるものであることから、具体的には法務省令や業務規程の定めによることとなるものの、業務規程の認可（第8条第1項）等を通じ、その在り方が適切なものとなるよう対応してまいりたい。

(参考) 仮名処理前の民事裁判情報の取扱いについて (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・5(7)ア・イ [39~40ページ])

(7) 仮名処理前後の民事裁判情報の消去について

ア 仮名処理前の民事裁判情報には個人の氏名や住所等が記録されており、訴訟関係者の権利利益に配慮して漏えい等を防止するという観点からは、できる限り速やかに、かつ、確実に消去されるのが望ましい。

もっとも、本検討会においては、民事裁判情報の公共財としての側面に着目し、仮名処理前の民事裁判情報についても、どこかの機関において適切に管理・保存されるべきであるという意見があった。しかしながら、このような観点からは、裁判書自体が裁判所において民事裁判記録の一部として保管され、保存期間経過後は順次国立公文書館に移管されることから、仮名処理前の民事裁判情報について、情報管理機関やその他の機関において重複して保管する必要はないと考えられる。

そこで、情報管理機関は、仮名処理前の民事裁判情報について、利用の必要がなくなったときは、遅滞なく削除すべきである。

イ 仮名処理前の民事裁判情報の具体的な保管期間については、利用の必要性等を勘案して定められるべきものであるが、本検討会においては、情報管理機関から提供された情報を利用者が入手して仮名処理の誤り等に気付いて是正の申出をするのに通常要すると想定される期間を踏まえて利用者への提供から1年程度とする意見があったほか、いわゆる改め文方式で作成された控訴審判決について、仮に情報管理機関が原審判決に溶け込ませるよう加工して提供を実施することになった場合には、こうした加工に要する期間を勘案する必要があり、1年程度の保管期間では足りないのではないかとの意見があった。

ウ これに対して、仮名処理後の民事裁判情報については、利用者の様々なニーズを想定し、網羅的に民事裁判情報を収集し、偏りのないデータを集積するという基幹データベースの役割に照らして、数年の単位にとどまらず、できるだけ長く保管するのが望ましいと考えられ、原則として消去せずに保管をすべきである。もっとも、適切な形で保管するには相応の費用等を要することから、健全な運営を図る観点から一定の限度があることはやむを得ないと考えられる。将来消去の可否を検討するに当たっては、技術の進歩等により、より低廉な価格で多くの民事裁判情報を保管すること

が可能になることも十分に想定されることから、その時々¹の技術水準を踏まえ、基幹データベースの役割が十分に発揮されるような保管機関を検討することが望まれる。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 保有民事裁判情報 第五条第二項に規定する指定法人が第七条第一項の規定により最高裁判所から提供を受けた電磁的記録に記録されている民事裁判情報であつて、当該指定法人が保有しているものをいう。

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められるものとして法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(業務)

第六条 指定法人は、この法律及び第八条第一項に規定する業務規程の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報、第二条第一項第三号に規定する措置によって保有

民事裁判情報から削除した情報(第二十条において「削除情報」という。)、第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報、仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規定する収集整理した民事裁判関連情報(以下「保有民事裁判情報等」という。)を管理すること。

四 (略)

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程(以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四～六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

7問 指定法人からの委託・再委託が想定される業務の内容はどのようなものか、公共入札のような制度的担保がない中で、委託・再委託の費用等の適正性はどのように担保されるのか、また、そのような委託・再委託の費用等の適正性は監督官庁の認可・監督の対象となるのか、対象となる場合、その根拠条文はどれか、法務当局に問う。

〔委託・再委託が想定される業務〕

- 例えば、指定法人が行う仮名処理については、AI技術を活用して機械的な処理を行いつつ、人手による確認作業を行うことを想定しているが、こうした確認等の作業について、業務委託を行うことが想定される。
- また、再委託については、例えば、仮名処理等の確認作業全体を統括する会社が指定法人から業務委託を受け、実際に作業に従事する者に対して業務の一部を再委託するなどの例が想定される。

〔委託・再委託の費用等の適正性〕

- 本法律案第14条第1項では、指定法人の行う業務の委託・再委託に際しては法務大臣の承認を要することとしており、それに当たり委託・再委託の内容やその要否・当否を審査することとなる。
- また、本法律案第8条では、料金に関する事項を業務規程の必要的記載事項とし、法務大臣による認可の対象としている。
- 法務省としては、これらの承認や認可を通じ、委託・再委託の費用等によって民事裁判情報の提供料金が不当に高額なものとなることのないよう、適切に対応してまいりたい。

(参考)

訴訟関係者の権利利益の保護を図り、本制度に対する信頼を確保するという目的外使用の禁止規定（第12条）の趣旨は、委託又は再委託を受けて民事裁判情報管理提供業務に従事する者が保有民事裁判情報等を取り扱う場合にも妥当することから、業務委託先（再委託先を含む。）にも準用することとしている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二～五 (略)

2～5 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従つて、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一～三 (略)

四 料金に関する事項

五・六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

8問 指定法人が他の業務も行う場合、民事裁判情報管理提供業務の収益が他の業務に使われるおそれはないのか、また、そのような他の業務に使われていないかというような事項は、監督官庁の認可・監督の対象となるのか、対象となる場合、その根拠条文はどれか、法務当局に問う。

- 本法律案第5条第1項においては、指定の要件として
 - ・ 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
 - ・ 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないことを設けており、これらの要件については、申請をした法人が行う他の業務の状況も踏まえて該当性の審査を行うこととなる。

- また、本法律案では、指定をした後も、
 - ・ 第9条第2項及び第15条により、指定法人に民事裁判情報管理提供業務に関する事業報告書及び収支決算書の提出並びに帳簿の備付けを義務付けてその収支等を把握し、
 - ・ 民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があるときは、第17条の報告徴求権を通じるなどして他の業務を含めた貸借対照表や損益計算書等の資料を確認し、
 - ・ 第8条において、利用者への提供の料金に関する事項を業務規定の必要的記載事項としてこれを法務大臣が認可することとしている。

- したがって、(本制度において、民事裁判情報管理提供業務について独立採算を求めるものではないが、同業務単体としての収支等を把握できる仕組みとしており、)法務省としては、

これらの規定を通じて、指定法人が民事裁判情報の提供の対価として収受した料金が他の事業に流用されるなどして不当に高額な料金が設定されることのないよう、適切に監督をしてまいりたい。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 (略)

三 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないものであること。

四・五 (略)

2～5 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一～三 (略)

四 料金に関する事項

五・六 (略)

3 (略)

(事業計画等)

第九条 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第五条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、法務大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第十五条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、帳簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十七条第一項及び第二十一条第一項第二号において同じ。）を備え付け、民事裁判情報管理提供業務に関する事項で法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

（報告及び検査）

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

(対^{大臣}・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年4月25日(金) 衆・法務委
柴田 勝之 議員(立憲)

9問 指定法人の指定・認可・監督に当たっての基本姿勢について、法務大臣に問う。

- 本法律案では、法務大臣において、
 - ・ 基幹となるデータベースを整備・提供する主体となる指定法人を指定し
 - ・ 指定法人が定めた業務規定を認可した上
 - ・ 各種の監督権限等を通じて指定法人による民事裁判情報管理提供業務を監督していくこととされている。

- 法務省としては、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用のための基盤整備を図るという本法律案の目的が達成されるよう、指定法人に対する各種の監督権限等を適切に行使して、指定法人による業務が安定的かつ適切になされるよう努めてまいりたい。

(参考)

(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、次に掲げる要件を備える

ものを、その申請により、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一～五 略

2～5 略

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二 仮名加工民事裁判情報の提供を内容とする契約（第十条及び第十二条において「情報提供契約」という。）の締結に関する事項

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四 料金に関する事項

五 苦情の処理に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 略

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

(指定の取消し等)

第十八条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民事裁判情報管理提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 三 第五条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

10問 本法案第2条1項1号ハの法務省令で定める電子決定書はどのようなものを想定しているか、また、今後、順次拡大される見込みはあるか、法務当局に問う。

- 決定及び命令は、その内容や方式が多様であり、収録の必要性も一様ではないと考えられるところ、その全てを収録の対象とした場合には、指定法人が行う加工や管理の事務負担が増加し、ひいては提供料金が過度に高額化することが懸念される。
- そこで、本法律案においては、指定法人のデータベースに収録する決定・命令を、法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるものに限定している。
- その上で、その収録の具体的な範囲については、データベースの運用状況等も確認しつつ、社会的なニーズの高いものから順次拡大していく予定であるところ、まず法務省令においてどのような裁判を定めるかについては、最高裁判所の意見を聴きつつ、有識者検討会の指摘も参考としながら、適切に検討してまいりたい。

(参考1) 有識者検討会の指摘(収録する電子決定書の内容について)

- 民事判決情報データベース化検討会報告書においては、
- ・ 正確な民事判決の内容を知るために必要となるもの(判決に対する更正決定等)
 - ・ 民事判決に係る事件の帰すうを知るために必要となるもの(上告裁判所による上告の却下等)
 - ・ 裁判所の判断やその過程を分析する方法による活用が期待

されるもの（文書提出命令に関する決定や行政事件訴訟法における仮の救済に関する決定等）について、収録の対象とする必要性が高いとされた。

（参考2）決定・命令について

判決は原則として口頭弁論に基づき、その成立には必ず言渡しという厳粛な告知方法が必要であるが、決定及び命令をする場合には、口頭弁論を経るかどうかは裁判機関の判断にまかされており、告知の仕方、特別の規定のないかぎり、相当と認める方法を取れば足り、必ずしも言渡しを要しない。また、重要な事項、特に訴訟（訴え、控訴、上告など）についての終局的又は中間的判断を下すのに用いられる判決に対し、決定及び命令は、それ以外の、訴訟指揮としての処置、付随事項の解決、民事執行・民事保全に関する事項等を対象とする。

（参考3）民事執行、民事保全、商事非訟等における決定書

令和5年の法改正によりデジタル化が図られる手続（民事執行、民事保全、商事非訟等）における決定書については、本法案の対象には含まれていない。

（参照条文）

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

（定義等）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民事裁判情報 民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された次に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項に係る情報をいう。

イ 電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいい、同法第二

百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この号において単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）

ロ 民事訴訟法第二百五十四条第二項の電子調書（同法第六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）

ハ 電子決定書（民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録をいい、同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）であって、法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるもの

○ 民事訴訟法

（判決に関する規定の準用）

第二百二十二条 決定及び命令には、その性質に反しない限り、判決に関する規定を準用する。

（電子判決書）

第二百五十二条 裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）を作成しなければならない。

一～六 略

2 略

（言渡しの方式）

第二百五十三条 略

2 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをした場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、言渡しに係る電子判決書をファイルに記録しなければならない。

令和7年4月25日(金)
柴田 勝之 議員(立憲)

衆・法務委員会
対法務当局(法制部)

11問 民事・行政事件訴訟手続の電子判決書等以外の電子裁判書(たとえば、民事執行・倒産手続・家事事件・非訟事件等の電子裁判書)についても、今後、指定法人のデータベースに収録される見込みはあるか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、指定法人の基幹データベースに収録される対象を、令和4年の民事訴訟法等の改正により作成されることとなる民事・行政事件訴訟手続の電子判決書等としている。
- これに対して、民事執行事件や非訟事件等については、令和5年の法改正によって裁判書が電磁的記録として作成されることとなるものの、その施行日は、公布の日(令和5年6月14日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。
- また、非訟事件の手続は非公開とされ、記録の閲覧についても民事訴訟事件等とは異なる規律が設けられているなど、本法律案において対象としている民事・行政事件訴訟手続における電子判決書等とは異なる考慮が必要になると考えられる。
- したがって、御指摘の各種手続における電子裁判書を指定法人のデータベースに収録することについては、そのニーズや手続の性質等を踏まえて検討をする必要があると考えられる。

(参考1) 令和5年の法改正によって電子化される裁判書

民事執行法、民事調停法、民事保全法、人事訴訟法、労働審判法、破産法、非訟事件手続法、家事事件手続法等が適用される各手続における裁判書が電子化される。なお、人事訴訟は訴

訟ではあるものの、訴訟記録の閲覧の規律は民事訴訟と異なっている（参考4）。

（参考2）非訟事件について

非訟事件とは、例えば後見人や財産管理人、遺言執行者の選任監督など、国家の後見的介入が必要となる事項のうち、沿革的理由または政策的配慮から裁判所の所管とされているものを言い、公開・対審構造を取らず、裁判の基礎資料も、必要があれば職権で探知することができ、裁判の形式も簡略な決定で行う。

（参考3）家事審判事件について

審判手続は非公開の手続であり、事件記録の閲覧等の請求ができる者は当事者又は利害関係を疎明した第三者に限られ、家庭裁判所の許可を得て閲覧等を行うことができるにとどまる（家事事件手続法第47条）。

（参考4）人事訴訟について

人事訴訟は、訴訟である以上、憲法第82条第1項により、対審及び判決は、公開法廷で行われる。人事訴訟手続の記録は、原則として民事訴訟法第91条第1項により、何人も閲覧することができるが、訴訟記録中事実の調査に係る部分については、裁判所が許可したときに限り閲覧の請求をすることができるなど、通常の民事訴訟と異なる規律も定められている。

（参考5）民事判決情報データベース化検討会における検討の対象（民事判決情報データベース化検討会報告書第5・1(3)エ〔17ページ〕）

エ なお、本検討会における検討の対象は、前記第1・1(2)のとおりであり、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の促進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）によりデジタル化が図られる、民事執行手続、民事保全手続、非訟事件手続等における決定は、検討の対象外であ

る。これらの手続は非公開の手続であることなどから、本検討会における検討の対象とはその性質を大きく異にしており、手続関係者の権利利益を保護するなどの観点から別途の検討が必要である。本検討会では、これらの手続における決定のうち裁判所の政策的判断が法規範性を有する可能性があるもの（例えば、株式の価格の決定を求める申立てに対する決定等）や紛争を終局的に解決する可能性があるもの（例えば、新株等発行差止め仮処分申立てに対する決定等）について、基幹データベースに収録する必要性が高いとの指摘があったが、他方で、これらの手続における決定及び命令について全件公開することとした場合に当事者の手続追行に与える萎縮効果等を懸念する意見もあった。また、非訟事件における決定及び命令について公開の是非を一律に論じるのは適切でなく、事件類型ごとに非公開とすべき要請の有無及び程度を検討すべきとの意見もあった。

(参照条文)

○ 日本国憲法

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

○ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）

(訴訟記録の閲覧等)

第九十一条 何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。

2 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができる。

3～5 (略)

○ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）

(民事執行の事件の記録の閲覧等)

第十七条 執行裁判所の行う民事執行について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

○ 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）

（記録の閲覧等）

第三十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は非訟事件に関する事項の証明書の交付（第百十二条において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

2～9 （略）

○ 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）

（記録の閲覧等）

第四十七条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付（第二百八十九条第六項において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

2～10 （略）

○ 人事訴訟法（平成十五年法律第九号）

（事実調査部分の閲覧等）

第三十五条 訴訟記録中事実の調査に係る部分（以下この条において「事実調査部分」という。）についての民事訴訟法第九十一条第一項、第三項又は第四項の規定による閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）の請求は、裁判所が次項又は第三項の規定により許可したときに限り、することができる。

2 裁判所は、当事者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、その閲覧等を許可しなければならない。ただし、当該事実調査部分中閲覧等を行うことにより次に掲げるおそれがあると認められる部分については、相当と認めるときに限り、その閲覧等を許可することができる。

一 当事者間に成年に達しない子がある場合におけるその

子の利益を害するおそれ

二 当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれ

三 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれ

3 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、相当と認めるときは、その閲覧等を許可することができる。

4～8 (略)

12問 電子判決書でない既存の紙媒体の判決書についても、今後、デジタル化した上で、指定法人のデータベースに収録される見込みはあるか、法務当局に問う。

- より網羅的なデータベースを整備する観点からは、既存の紙媒体の判決書についてもデジタル化した上でデータベース化するのが望ましいとは考えられる。
- しかしながら、現在、判決原本の保存期間が50年とされるなど、対象となる判決書の物量ひいてはデジタル化の作業に伴う負担は膨大なものとなり、また、紙媒体で作成された判決書等の原本とデジタル化した情報の同一性を確認し、情報の正確性を担保する方策を講じる必要があるなど、様々な課題がある。
- そこで、まずは、デジタル化された後の民事・行政事件の訴訟手続で作成される電子判決書等を対象として、基幹データベースの円滑な整備及び安定的な運用を図ることとしており、紙媒体の判決書の収録については、費用対効果も含め、将来的に別途検討すべき課題であると考えている。

(参考) 現状における紙媒体の裁判書の保管について

民事訴訟の事件記録等の保存期間については、事件記録等保存規程(昭和39年12月12日最高裁判所規程第8号)において規定されている。基本的に、判決原本については50年、和解調書については30年、事件記録については5年とされているほか(同規程第4条第1項、別表第1及び別表第2)、史料又は参考資料となるものについては、保存期間の満了後も保存しなければならないものとされている(同規程第9条第2

項。)

判決原本は、保存期間中、各裁判所において保管され、保存期間経過後、順次国立公文書館に移管される。

(参照条文)

○ 事件記録等保存規程（昭和39年12月12日最高裁判所規程第8号）

(定義)

第2条 この規程で「事件記録」とは、別表第一の上欄に掲げる事件及び再審事件（以下「事件」という。）の記録をいう。

2 この規程で「事件書類」とは、事件に関する書類で最高裁判所が別に定めるところにより記録から分離されたもの及び記録につづり込むことを要しないものをいう。

3・4 (略)

(保存期間)

第4条 記録及び事件書類の保存期間は、別表第一及び第二のとおりとする。

2～6 (略)

(特別保存等)

第9条 記録又は事件書類で特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。

2 記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。

3 (略) 別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

	事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間
1・2	(略)		
3	少額訴訟事件 少額訴訟判決に対する異議申立て事件 民事通常訴訟事件	5年	判決の原本 50年 和解又は請求の放棄若しくは認諾の調書 30年

	手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 人事訴訟事件 行政訴訟事件（選挙に関する訴訟事件を含む。）		和解に代わる決定の原本（異議申立てにより効力を失ったものを除く。） 30年
4 ~ 27	(略)		

13問 刑事事件の裁判書についても、今後、指定法人のデータベースに収録される見込みはあるか、法務当局に問う。

- 刑事裁判に関する情報は、一般に、刑事事件の被告人である特定個人の前科情報そのものであるとともに、被害者等の関係者のプライバシーに関する情報など機微性の高い情報を含むものである。
- そして、刑事裁判に関する情報は、犯罪の手法に関する情報、捜査手法に関する情報などを含む上、その公開により公の秩序や善良の風俗を害するおそれもあることからすれば、その取扱いには、民事裁判に関する情報とは異なる格別の配慮を要するところであり、確定記録の閲覧についても民事訴訟記録と対比して、より厳格な要件が設けられている。
- そのため、刑事事件の判決をデータベース化することについては、慎重な検討を要すると考えている。

(参考) 刑事確定訴訟記録の閲覧

刑事確定訴訟記録は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官が保管することとされているところ、民事裁判記録と異なり、これらにつき、国民一般に具体的な閲覧請求権が付与されたものとは解されていない。

(参照条文)

- 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)
第53条 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧すること

ができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。

- ② 弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。
- ③ 日本国憲法第八十二条第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。
- ④ (略)

○ 刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）

（保管記録の閲覧）

第4条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録（刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録に限る。次項において同じ。）を閲覧させなければならない。ただし、同条第一項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。

2 保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第五十三条第三項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録（第二号の場合にあつては、終局裁判の裁判書を除く。）を閲覧させないものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、この限りでない。

一 保管記録が弁論の公開を禁止した事件のものであるとき。

二 保管記録に係る被告事件が終結した後三年を経過したとき。

三 保管記録を閲覧させることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき。

四 保管記録を閲覧させることが犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき。

五 保管記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき。

- 六 保管記録を閲覧させることが裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員又は裁判員候補者の個人を特定させることとなるおそれがあると認められるとき。
- 3 第一項の規定は、刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録以外の保管記録について、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合に準用する。
- 4 (略)

更問 刑事判決についても、弁護士等にニーズがあることから、より厳格な要件を定めるなどしてデータベース化を検討すべきではないか。

- 御指摘のとおり、刑事判決についても、弁護士等の専門職において一定のニーズが存する可能性はある。
- (しかしながら、先に述べた) 刑事裁判に関する情報が前科情報そのものであることや確定事件記録の閲覧要件についての相違に鑑みると、刑事判決についてデータベース化することについては、慎重に検討する必要があると考えている。
- そもそも刑事事件の件数やその内容の多様性は民事事件と対比するとある程度限られていると言い得る上、裁判員裁判対象事件においては、事件を担当・受任している検察官・弁護士は、裁判所が整備した裁判員量刑検索システムを利用することができ、一定のニーズは満たしていることから、データベース化すべき必要性の程度や用途の範囲は民事事件等よりも限られると考えている。

(参考1) 刑事裁判の事件数 (既済事件数・単位：人)

裁判種別		令和3年	令和4年	令和5年
簡易裁判所	略式事件(※)	166,500	156,293	160,658
	通常事件	3,928	3,060	2,989
第一審事件(地方裁判所・高等裁判所)		66,020	59,838	62,032
控訴事件(高等裁判所)		5,331	4,820	4,639
上告(非常上告を含む)事件(最高裁判所)		1,852	1,685	1,614
合計(略式事件除く)		77,131	69,403	71,274

出典：裁判所データブック2024

※ 略式事件（検察庁ウェブサイトから引用）

略式裁判とは、検察官の請求により、簡易裁判所の管轄に属する（事案が明白で簡易な事件）100万円以下の罰金又は科料に相当する事件について、被疑者に異議のない場合、正式裁判によらないで、検察官の提出した書面により審査する裁判手続です。

簡易裁判所において、略式命令が発せられた後、略式命令を受けた者（被告人）は、罰金又は科料を納付して手続を終わらせるか、不服がある場合には、正式裁判を申し立てる（略式命令を受け取ってから14日間以内）ことができます。

(対^{大臣}・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年4月25日(金) 衆・法務委

柴田 勝之 議員(立憲)

14問 指定法人のデータベースに収録される裁判書の対象を拡大していくことについて、法務大臣の所見を問う。

- (先ほど来、政府参考人から答弁があったとおり、) 指定法人のデータベースに収録する裁判情報の対象を(刑事事件の判決書^{はんけつがき}にまで)拡大していくことについては、
- ・ 審理手続や記録の閲覧等に関する規律の在り方の違い
 - ・ データベース化に要するコストや社会的ニーズの有無・程度
- など、様々な考慮が必要になると考えられる。
- まずは、民事事件及び行政事件の判決書^{はんけつがき}等を対象とする本制度の安定的な運用を図ることが重要であると考えており、御指摘のような対象の拡大については、本制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討を行ってまいりたい。

(参考) 民事・行政事件訴訟手続の電子判決書以外の裁判書の例について

○ 決定書・命令書

裁判期日を指定する内容のものなど、必ずしもニーズが高いとは言えないものも多数含まれる。

○ 非訟事件・家事審判事件・人事訴訟における裁判書

いずれも手続は非公開とされており、記録の閲覧についても民事訴訟事件等とは異なる規律が設けられている。

○ 既存の紙媒体の判決書

デジタル化した上でデータベース化するのが望ましいとは考えられるが、作業に伴う負担が膨大であり、紙媒体の判決書原本とデジタル化した情報の同一性を確認し、情報の正確性を担保する方策を講じる必要があるなど、様々な課題がある。

○ 刑事事件における裁判書

被告人の前科や被害者等関係者人のプライバシー情報など特に機微性の高い情報を含むことに加え、犯罪の手法に関する情報、捜査手法に関する情報などを含むことなどから、その取扱いには、民事裁判に関する情報とは異なる格別の配慮を要する。また、確定記録の閲覧についても民事訴訟記録と比較してより厳格な要件が設けられている。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】